

行田羽生資源環境組合工事検査規則

令和4年4月1日

規則第19号

(趣旨)

第1条 組合が施行する工事（以下「工事」という。）の検査に関する事務については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(検査の種類)

第2条 工事の検査は、出来高検査、中間検査及び完成検査とする。

(出来高検査)

第3条 出来高検査とは、天災その他の不可抗力による損害の発生、部分引渡し、部分払及び請負契約の解除等の場合に、工事の既成部分（工事現場にある検収済みの工事材料を含む。第11条第1項において「出来高」という。）を確認する検査をいう。

(中間検査)

第4条 中間検査とは、工事中随時に行う検査で、工事の状況を査察し、契約の履行を確認する検査をいう。

(完成検査)

第5条 完成検査とは、工事の完成を確認する検査をいう。

(検査員)

第6条 工事の検査は、管理者が命ずる検査員が行う。

2 各工事の検査に当たる検査員は、総務施設課長が定める。

(検査の方法)

第7条 工事の検査は、現地について、契約書、仕様書、設計書、図面等と対照して厳正に行わなければならない。

2 検査員は、水中、地中等で外部から検査を行い難いときは、監督員の記録により考査認定することができる。

3 検査員は、工事の検査で特に必要と認めるときは、一部を取り壊して検査することができる。

(検査の立会い)

第8条 工事の検査には、監督員及び請負者は、立ち会わなければならない。

(検査の手續)

第9条 工事主管課長は、工事の検査を受けようとするときは、所定の手続に従って工事検査申出書(様式第1号)を総務施設課長に提出しなければならない。

(書類の提出等)

第10条 総務施設課長は、工事の検査について特に必要と認めるときは、工事主管課長に対して関係書類の提出又は意見を求めることができる。

(検査の結果報告)

第11条 総務施設課長は、出来高検査の結果、契約書に基づき適合した出来高について、出来高検査報告書(様式第2号)により管理者に報告するとともに、出来高検査結果通知書(様式第3号)を工事主管課長に送付しなければならない。

2 総務施設課長は、中間検査が終了したときは、中間検査報告書(様式第4号)により管理者に報告するとともに、中間検査結果通知書(様式第5号)を工事主管課長に送付しなければならない。

3 総務施設課長は、完成検査の結果、契約条項の違反を認めたときは、補修又は改造を工事主管課長に要請しなければならない。

4 総務施設課長は、前項の補修又は改造が完了したときは、工事主管課長からその報告を徴し、直ちに再検査を行わなければならない。ただし、軽微な補修については、報告をもってこれに代えることができる。

5 総務施設課長は、完成検査が終了したときは、完成検査報告書(様式第6号)により管理者に報告するとともに、完成検査結果通知書(様式第7号)を主管課長に送付しなければならない。

6 工事主管課長は、第1項及び第5項の規定により検査結果通知書を受領したときは、行田羽生資源環境組合建設工事標準請負契約約款の定めにより、請負者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略